

# 差押財産の公売を実施しています。

松浦市では、差し押さえた物件（動産）を、以下の方法により公売しています。

※公売とは、市税等の滞納により差し押さえた財産を官公庁が、法律の規定に基づいて広く不特定多数の買受希望者を募り、自由競争によって売却し、代金を滞納税などへ充てる法律上の手続きです。

## その1 現地公売会(入札) ※一部の物件はせり売りも実施しています。

文化会館などの会場を使って、公売会を行っています。直接公売物件を下見し、会場内で入札、開札が行われ、会計後に、即日物件が引き渡されます。

入札の手順～

- ①受付後、物件を下見し入札額を決め、入札書に必要事項を記載する。
- ②入札時刻が来たら、締切時刻までに入札箱に入れる。
- ③開札後、めでたく落札したら、引換券を受け取る。
- ④会計にて代金を支払う。  
(印鑑・身分証明書(運転免許証、保険証など)の提示が必要です。)
- ⑤物件の場所まで行き係員から物件を受け取る。  
(引換券と領収書の提示が必要です。)



■ 主な公売財産 ■ 陶磁器、食器、雑貨、日用品、書籍、家庭用電化製品、工具類、玩具類など

## その2 窓口公売会(期間入札)

主に、市役所のロビーに写真を掲示して行います。写真で物件と最低見積額を確認し設置された入札箱へ入札いただく方法です。入札期間は1週間程です。

入札期間が終了したら、開札を行い、落札者様へ電話にて連絡しています。

入札の手順～

- ①物件の写真を見て入札額を決める。
- ②記載台に置かれている入札書に、必要事項を記載後、入札箱に入れる。
- ③入札期間終了後に開札され、めでたく落札すると、税務課から連絡が来る。
- ④買受代金・印鑑・身分証明書(運転免許証、保険証など)を税務課へ持参する。
- ⑤代金納付後、物件を受取る。

■ 主な公売財産 ■ 家庭用電化製品、陶磁器、雑貨、日用品、食品 など



## その3 インターネット公売(せり売り) ※不動産の場合は入札を行います。

ヤフー株式会社が提供する公売専門サイトを利用し、年間8回程度実施します。全国のインターネットユーザ様を対象に広く公売への参加を募ります。

入札の手順～

- ①Yahoo! JAPAN IDを取得する。
- ②公売の受付期間が来たら、物件毎に公売参加の申し込みを行い入札日待つ。  
(公売保証金が必要な物件はクレジットカード情報の登録が必要です。)
- ③入札日が来たら、入札期間内に物件毎の入札を行う。
- ④入札期間が終了したら開札が行われ、めでたく落札すると税務課からメールが届く。
- ⑤代金を支払い、送付依頼書にメールの写し、身分証明書の写しを添付し税務課へ郵送する。
- ⑥着払いで物件が届く。(市内の方は、直接税務課へ取りにこられてもOKです。)

ご参加いただくには一定の参加条件が必要となります。詳しくは ホームページ などをご覧ください。

松浦市ホームページ URL <http://www.city-matsaura.jp/> くらし/税金/松浦市インターネット公売ガイドライン ほか

Yahoo! オークション/官公庁オークション URL <http://www.koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

■ 主な公売財産 ■ 書画、掛け軸、陶磁器、漆器、電化製品、家具類、雑貨、書籍、玩具、バック、財布、 など



ご注意(共通事項) 公売物件の引渡しは、買受代金納付時の現状有姿で行います。公売前に滞納税が完納になった差押物件については公売中止となる場合があります。

# 市税・国民健康保険税などの滞納解消のため、多数のご参加をお待ちしております。

問合せ先 滞納は許さない! 松浦市 税務課 徴収係 内線115-137